

令和 8 年 7 月 2 日

生徒の皆さん  
保護者の皆様

大阪府立吹田東高等学校  
校長 田尻 誠

### 警報等発令時及び地震発生時の措置について

本校の警報発令時及び地震発生時、交通遮断等に対する措置について、お伝えします。

#### ○「暴風警報」及びすべての「危険警報・特別警報」に対する措置

学校生活のしおり 8 ページに記載してあるとおり、吹田市に「暴風警報」及び「危険警報・特別警報」（※いずれの災害項目も対象）が発令された場合、以下の措置をとります。皆さんの居住地に発令されている場合にも登校を控えてください。大雨等、他の警報発令時は、通常通り授業等を行います。

- (1) 午前 7 時現在解除の時、平常通り
- (2) 午前 10 時現在解除の時、5 時限より開始
- (3) 午前 10 時現在発令中の時、臨時休業
- (4) 定期考査

午前 7 時現在発令中の時、臨時休業

なお、臨時休業があった場合、その日の時間割を考査終了予定日の翌日に延期して実施する（その日が休日の場合、その翌日）。

#### ○吹田市に震度 5 弱以上の地震が発生した場合の措置は、下記のとおりとします。

##### 1. 生徒在校中に発生した場合

生徒は原則として、引き続き校内に待機。

学校長は、安全が確認できた時点で生徒の下校を許可します。

##### 2. 生徒の登下校時間帯に発生した場合

生徒は、自宅と学校のうち距離的・時間的に近い方に向かってください。

但し、移動が困難な場合は、最寄りの避難場所に避難してください。

##### 3. 夜間・早朝に発生した場合

当日を自宅待機とします。

##### 4. 上記いずれの場合も、翌日以降の授業実施可否については、校内の設備被害、電気・水道等の供給、公共交通機関の運行等の状況を総合勘案し、学校長が判断します。

生徒の皆さんは、今後の予定についてはライデンメール、学校のホームページ等で確認してください（※事前登録をお願いします）。

#### ○災害時等の措置

本校に「避難勧告」「避難指示」が発令されている場合、上記の「暴風警報」及び「危険警報・特別警報」に対する措置と同様と考えてください。

【本校所在地：吹田市青葉丘南 16 番 1 号】

皆さんの居住地に「避難勧告」「避難指示」が発令されている場合、本校は休業としません。安全を第一にお考えいただき、居住地・家庭の状況等により、登校できないと判断された場合は、学校まで連絡をお願いします。【本校電話番号：06-6877-6715】

#### ○公共交通機関の遮断・遅延等

運行状況、生徒の登校状況等を確認したうえで判断します。

通常の運休の場合、学校生活のしおり 8 ページに記載してある「交通機関遮断に対する措置」に準じて行います。

J R (京都線)、阪急電車、大阪モノレールの 3 線のうち、2 線以上で交通遮断が発生している場合に「暴風に係る警報等に対する措置」と同様の措置を取ります。1 線だけの交通遮断の場合は、措置は行いません。

交通機関の遅延等が発生している場合については、運行状況、生徒の登校状況、教員の出勤状況等を確認の上、特に必要な場合には授業の繰下げ等を行います。

- ※ いずれの場合についても、安全を第一に考えた行動をとってください。
- ※ 緊急にお伝えする必要がある場合はライデンメール、学校のホームページ等でお伝えすることもあります。